

令和 5 年 7 月 1 3 日

所属 文化・教育・くらし創造部文化財保存課
担当 記念物・埋蔵文化財係 本村充保
電話 0742-27-9866

令和 5 年 7 月 21 日（金）に開催されました国の文化審議会文化財分科会（会長 佐藤 信）において、史跡名勝天然記念物等の指定が答申されました。そのうち奈良県に関係するもの（3件。史跡 藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡（追加指定）、史跡 飛鳥宮跡（追加指定）、史跡 大官大寺跡（追加指定））について、お知らせします。

史跡の追加指定 3件

1. 名称 藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡（ふじわらきょうあと すざくおおじあと さきょうしちじょういち・にぼうあと うきょうしちじょういちぼうあと）
2. 所在地 奈良県橿原市別所町 10 番 2 外
3. 面積 既指定地：40,447.30 m²
追加指定地：1,388.00 m²

4. 概要

藤原京は、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで営まれた古代の都城跡。中心にある藤原宮跡は特別史跡となっている。朱雀大路跡は宮の正門である朱雀門から南へ延びる道路跡で、それを境に西側を右京、東側を左京に区分する。今回、左京七条一坊跡において条件の整った地点を追加指定する。

1. 名称 飛鳥宮跡（あすかきゅうせき）
2. 所在地 奈良県高市郡明日香村大字岡 323 番 外
3. 面積 既指定地：36,537.28 m²
追加指定地：1,140.24 m²

4. 概要

明日香村大字岡に所在し、7 世紀に歴代の宮殿が造営された宮跡として知られる。これまでに実施された発掘調査成果により、I 期：舒明天皇の飛鳥岡本宮、II 期：皇極天皇の飛鳥板蓋宮、III-A 期：齐明天皇・天智天皇の後飛鳥岡本宮、III-B 期：天武天皇・持統天皇の飛鳥浄御原宮と変遷したとされる。飛鳥宮跡は、飛鳥時代の宮殿の実態や当時の政治体制を考えるうえで、極めて重要な価値を有する。今回、条件の整った地点を追加指定する。

1. 名称 大官大寺跡（だいかんだいじあと）
2. 所在地 奈良県高市郡明日香村大字小山 1 番地 外
3. 面積 既指定地：46,642.84 m²
追加指定地：1,624.00 m²

4. 概要

奈良県橿原市南浦町・明日香村大字小山に所在し、『日本書紀』に「おおつかさのおおでら」と記された飛鳥・藤原地域では最大級の古代寺院にして、日本最初の官寺として知られる。『大安寺伽藍縁起並流記資材帳』によれば、聖徳太子によって創建された「熊凝精舎」に由来するとされ、「百済大寺」、「高市大寺」を経て「大官大寺」と改称され、川原寺・飛鳥寺の三大官寺の首座としての地位を確立したとされる。平城遷都とともに移転し、「大安寺」として現在まで法灯を繋

ぐ。発掘調査の結果、塔・金堂・講堂が回廊により囲まれる伽藍配置であることや、金堂・講堂は藤原宮跡の大極殿に匹敵する規模をもち、塔は方5間の九重塔であること、さらに出土遺物から文武朝の遺構であることが判明するなど、古代寺院の成立を考える上で非常に重要。今回、条件の整った地点を追加指定する。